

湯布院町温湯区における 共同温泉の維持管理体制と合意の仕組み

西村 菜美¹・高尾 忠志²・樋口 明彦³・榎本 碧⁴

¹正会員 工修 株式会社福山コンサルタント本社事業部（〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3-6-18, E-mail:n.nishimura@fukuyamaconsul.co.jp）

²正会員 博（工） 九州大学大学院工学研究院環境社会部門（〒819-0395 福岡市西区元岡744, E-mail:takao@doc.kyushu-u.ac.jp）

³正会員 D. Des. 九州大学大学院工学研究院環境社会部門（〒819-0395 福岡市西区元岡744, E-mail:higuchi@doc.kyushu-u.ac.jp）

⁴正会員 工修 九州大学大学院工学研究院環境社会部門（〒819-0395 福岡市西区元岡744, E-mail:midori@doc.kyushu-u.ac.jp）

本研究では、湯布院町温湯区（湯の坪地区、岳本地区、津江地区、中嶋地区）に立地する6つの共同温泉を対象に、地区住民による維持管理の実態を把握した。また、それらを比較・分析することにより、温湯区における合意形成プロセスに、1) 地区間での相違があること、2) 維持管理活動の主体とプロセスは地区で諒解される「平等性・公平性」と「必要最低限の対応」により規定されていること、その結果、3) 「曖昧な」意思決定主体や意思決定プロセスが存在することを指摘した。

キーワード: 共有物の維持管理, 合意形成, 湯布院町温湯区

1. はじめに

(1) 背景と目的

地区における合意形成には、その地区独特の雰囲気やスピード感が存在する。宮本常一は、対馬で経験した、区有の「古文書」の賃借をめぐる地区住民の話し合いについて、論理づくめでは収集がつかない、ゆったりした、独特な合意形成プロセスの存在を指摘している¹⁾。また、桑子敏雄は、風景のなかにこのような地区特有の協議や合意の仕組みが存在していることを指摘し、特に水の管理システムや神社等、地区住民と伝統的、必然的に関わりを持ってきた風景に着目し、参加と合意の仕組みを読み取っている²⁾。

このような地区特有の参加と合意の仕組みを把握することは、桑子取り組んでいる公共事業をめぐる紛争解決だけでなく、地区計画や景観計画の策定、都市計画道路の整備等、地区住民の合意が必要不可欠な事業において、円滑な合意形成プロセスを組み立てる際の拠りどころになると考える。さらに、地区特有の仕組みや作法を、ルールや構造物の利活用の仕組みに反映させることで、より実効性の高い仕組みづくりができると考える。

先述した宮本や桑子の知見に共通しているのは、地区住民が共同で所有、管理、利用している共有物に着目し、

参加と合意の仕組みの「地域性」の把握を試みている点である。本研究では、特に「地区の共有物」の維持管理体制に着目し、地区での合意のルールや作法、仕組みを読み解くことを試みる。具体的には、大分県由布市湯布院町温湯区に存在する共同温泉の維持管理体制を調査・分析し、温湯区における合意の仕組みの特性を明らかにすることを目的とする。

(2) 既往研究と本研究の位置づけ

地区における計画策定等での合意形成を扱った研究では、そのプロセスや各主体の役割、地域の背景を明らかにした研究はあるものの、その対象が公共事業等の特定の出来事や活動に関する合意形成に留まっており、地区住民による日常的な地域管理における地区特有の作法やルールは対象とされていない³⁾。

共有物の維持管理を扱った研究では、地区住民による日常的な地域管理の主体を対象とし、その変容過程と要因を分析したものは多いものの、地区での合意形成プロセスに着目したものは少ない⁴⁾。また、共有物としては、生活に必要な不可欠なもの（家屋や集落等）、信仰の対象となるようなもの（寺社や教会等）、生業・産業に関わるもの（山林や農地等）が扱われている。

本研究は、地区における共有物を対象とした「日常的

な」維持管理に着目し、地区でものごとを決定する際の「ルールや作法」を読み解くことを目的としている点で、既往研究と性格を異にする。

2. 研究方法と研究対象

本研究では、まず、由布市湯布院町温湯区内の4地区を対象として、各地区に立地する共同温泉の変遷と維持管理体制を文献・資料調査およびヒアリング調査で把握した。ヒアリング調査は、実際に維持管理を行なっている方、または過去に維持管理に携わっていた方等を対象に行なった。そして、それらの結果について比較することで、温湯区における合意の仕組みの特性を分析した。

大分県由布市湯布院町温湯区は由布院盆地の東側に位置し、金鱗湖や湯の坪街道等の観光名所を有している。

「温湯区」とは、4つの自治区「湯の坪地区」「岳本地区」「津江地区」「中嶋地区^{注1)}」の総称である。現在でも、温泉祭りや盆行事等は温湯区単位で行なわれており、地区住民の中でも「温湯」という総称は定着している。地区外からの新規居住者もいるが、古くからの住人も多く、比較的昔ながらの人間関係が残っている。

共同温泉は4地区全てに存在しており、各地区で維持管理が行われている。温湯区では、湯の坪地区、岳本地区がお湯が豊富で、古くから自噴した温泉を周辺住民が共同で利用していた。一方、温泉が自噴しない津江地区、中嶋地区の住民は近隣地区の共同温泉を利用していた。

この2地区に共同温泉が建設されたのは1968(昭和43)年頃である。温湯区牧野組合の土地を町の公共事業のために売却した際、4地区に配当金が支給され、両地区はこれを温泉掘削、共同温泉建設にあてた。このように、温湯区での温泉と住民との関わりは古く、共同温泉は地区住民の生活に密着した存在であった。なお、内湯が普及した現在では、日常的に利用しているのは一部の住民に限られている。

各共同温泉は、温泉法、公衆浴場法等の適用を受けるため、増掘や動力装置の設置を行なう際には然るべき手続きが必要になるものの、その他維持管理の方法やその主体についての規定はなく、維持管理活動については地区での自由な決定が可能である。

3. 各共同温泉の維持管理体制

ここでは、a)変遷：共同温泉の歴史や、建設・改修履歴に関するもの、b)利用、運営形態：利用者や利用料、組合に関するもの、c)活動とその主体：具体的維持管理

活動に関するものについて、調査結果を各共同温泉ごとに示す。

(1)湯の坪・中嶋共同温泉(湯の坪地区)^{注2)}

a)変遷

湯の坪・中嶋共同温泉は1935(昭和10)年頃に建設された。建設作業自体が周辺住民の手で行なわれている⁵⁾。1937(昭和12)年には共同温泉周辺に、砂湯や滝湯、蒸湯が、1950(昭和25)年頃には共同温泉の隣地に露天風呂ができた。

湯の坪・中嶋共同温泉には、当時地区に温泉がなかった中嶋地区や津江地区の住民も利用しに来ており、自衛隊が駐屯するようになった昭和30年代には、利用者数はピークを迎えた⁶⁾。一方、この頃になるとボーリング機械の発達により、個人でも温泉を掘削する人が増え、温泉の水位が低下したため、湯の坪・中嶋共同温泉でも、1963(昭和38)年に温泉の増掘が行なわれている。

さらに1970(昭和45)年には、地区住民の設計により露天風呂に上屋が建設された⁷⁾。1995(平成7)年には、共同温泉の建て替えと露天風呂の撤去が行なわれ、高い天井や玄関のアプローチ等、以前のデザインを踏襲した、現共同温泉が完成した。その後、2004(平成16)年にはタンクの取替えが、2011(平成23)年には再ボーリングが行なわれている。

b)利用、運営形態

湯の坪・中嶋共同温泉は天祖神社の所有である。これは任意団体では登記ができず、当時の所有者が天祖神社の名義を借りて登記を行なったためである。

現在、日常的に共同温泉を利用しているのは30世帯程で、この他地区住民が緊急的に利用したり、一般観光客が入浴することがある。日常的な利用者のうち、地付きの人は10世帯程で残りは湯布院外から引っ越してくる等して新規に利用するようになった人である。日常的な利用者からは利用料として2,000円/月・戸を、一般観光客からは200円を徴収しており、利用料を支払っている日常的な温泉利用者については共同温泉内に名札がある。また、共同温泉の管理利用組合が存在しているが、その組合員についてはヒアリング調査で、

組合っちゅうか、昔そんな風に皆が入りよったからね、組合員が誰と誰って特定はないんですね。地域の共同温泉という程度の認識ですよね。…あれを作り直したときに寄付した人が一応組合員みたいな感じですよ。

と述べられており、名簿等は存在せず、「日常的に共同温泉を利用している人、寄付を行なった人が組合員」という認識が地区内にはある。また地区においては、寄付

を行なった人は、自宅風呂の故障等で緊急的に共同温泉を利用するには利用料を支払わなくても良しと認識されている。組合員は明確ではないが、管理利用組合の「役員」は存在しており、湯の坪地区から4名、中嶋地区から2名選出される。現在、中嶋地区の住民でこの共同温泉を利用している人はいないが、共同で建設、利用していた頃の名残で、現在でも両地区で運営する形態をとっている。役員を選出については、ヒアリング調査で以下のように述べられていることから分かるように、その決定方法やプロセスは曖昧である。

まあ、俺やめるよっちゅうと、代わりを誰か探さなきゃいう程度で。別にもう役員任期がなんぼとっちゃういう決まっただあれはないですね。

利用者の中から選出するという話であったが、日常的な温泉利用者ではなく、毎月の利用料も支払っていないが、役員を務めている方もおり、地区内で融通を利かせることができるかと推測される。選出された役員の中からさらに互選で管理委員長と会計の役職が決定し、日常的な維持管理については主にこの人たちが行なう。また、組合員が明確ではないため、利用管理組合の総会等は行なわれない。年に1回役員会が行なわれ、そこで会計報告や維持管理に関する事項を協議する。緊急で協議する事項が発生すれば、臨時で役員会を開催することもある。

このように、利用者がお金を出し合い、また利用者の中から代表者を選出して共同温泉の運営を行なうという運営形態についてはヒアリング調査から、以前から行なわれていたであろうことが明らかになった。

c) 活動とその主体

浴槽や脱衣所、建物周囲等の毎日の清掃は、掃除人に委託している。現在委託されている掃除人は、共同温泉近所に居住し、日常的に共同温泉を利用している方である。以前は、利用者の中で交代制で行なっていたが、スムーズに機能しなかったため、掃除人を雇用するようになった。電球の取替え等の軽微な修繕や修理については随時、管理委員長と会計が相談して実施することとなっている。

その他、共同温泉の維持管理に関わる活動としては、1) で記述したような再ボーリングや建て替えがある。その作業主体について見ると、1935(昭和10)年の建設作業は地区住民によって行われ、1995(平成7)年の建て替え作業は地元の建設会社が行なったことが把握できている。その他の作業については作業主体が明確ではないが、近年行なわれたものに限って言えば、規模が大きく、専門作業が必要になってくる活動については業者に委託していたと推測できる。

それぞれの費用について見ると、1935(昭和10)年の建設は寄付金でまかなわれている。玄関横の石碑には、当時の寄付者60名以上の氏名が彫られており、中には宇佐や玖珠という地名も見られることから、地区内外から寄付が集まったことが推測される。1970(昭和45)年の露天風呂上屋建設は公共事業の配当金によって行なわれた。1995(平成7)年の建て替えにあたっては「建設期成会」が設立され、地区住民の寄付が募られた他、湯布院町、国土庁の助成によりまかなわれた。また、2004(平成16)年のタンク取替えは寄付金、2011(平成23)年の再ボーリングは積立金によってまかなわれている。その形態は様々だが、基本的には利用者や以前の利用者等が積立金、寄付金という形で費用を負担し、改築等の特に金額が大きい場合には行政の補助金を得ているということが把握できる。

(2) 岳本温泉(岳本地区)^{注3)}

a) 変遷

岳本地区には、堂本の湯^{注4)}、下ん湯、新湯の3つの共同温泉がある。最も古いのは堂本の湯、次が下ん湯で、ともに明治期にはすでに存在していた。この2つはいずれも男女混浴であったため、大正末～昭和初期に男女別に入浴ができる新湯が建設された⁸⁾。この頃の新湯は木造2階建てで、地区の集会所施設も兼ねていた。昭和40年代頃には新湯の改築が行われた。この頃までは、津江地区の住民も岳本地区の共同温泉を利用しに来ていた。地区外からの利用者としては、日出生台で演習を行なう自衛隊の利用も多かった。ただし、自衛隊に開放していたのは下ん湯のみで、堂本の湯、新湯は地区の住民のみが利用できた。昭和の終わり頃には、下ん湯の改築が行なわれ、現在の建物となった⁹⁾。2000(平成12)年には堂本の湯が改築され、2009(平成21)年には下ん湯の屋根の葺き替えが行なわれた。

b) 利用、運営形態

岳本地区の共同温泉は3箇所とも天祖神社の所有である。現在、地区内での日常的な利用者は130～140名程で、そのほとんどが町営住宅や借家に移り住んで来た外部の人で、地付きの人で今でも利用しているはごく一部である。また、下ん湯のみ一般観光客の入浴が許可されている。これは、堂本の湯、新湯は入る人が固定化されていること、自衛隊等へも下ん湯のみ開放してきた経緯等から、下ん湯は比較的オープンな共同温泉として地区で認識されていることによる。

共同温泉の運営、維持管理に関しては、2003(平成15)年に「温泉利用組合」という組織ができた。設立にあたってはヒアリング調査で次のように述べられている。

先に昔から入りよった人がおって、段々段々町営住宅できたり、よそから来た人は、やっぱり入れるということで入り出したけん、今度やっぱり色々あまやこうや問題が起こってくるんな。で、昔は入る人と昔からおった人と、持ち主が一緒やったから、色々文句言わんで、何かあったらそうじゃなっち言ってみんなに奉加帳回して。…だけど今度は、アパートやら入れ出したら、その奉加帳回すと、結局地元の人ばっかしがうんと払わなんわけ。私んところ転勤するからとかな。そげな人は入るのは毎日入るくせに、さあ寄付ごととかなると金を出さん、出し渋るんよ。だけんそれじゃいかんちゅうことで、…温泉を元々持ちよる権利がある人から、温泉利用、ただ利用するだけ。そん代わり維持管理は私たちがしますから、利用させて下さいちゅう利用組合を別個につくってな。

以上から分かるように、よそから移り住んできた新規利用者が増えたことによる問題が発生したため「温泉利用組合」をつくるに至った。発足にあたっては準備委員会が開かれ、組合の名称や規約の案がつけられ、最終的には総会にて協議、承認された。年に1回4月に、温泉利用組合の総会が開催され、会計報告や共同温泉の維持管理に関する相談、協議が行なわれる。利用料金の値上げについても、総会で協議、決定された。緊急で協議すべき事項が発生した場合等、役員会で協議を行い、総会で事後報告を行なうこともあるが、基本的には総会で物事が決定される。

温泉利用組合の規約に、組合長、副組合長、集金理事、温泉管理理事等の役職が設定されている。役員の任期は3年で、後任者の決定についてはヒアリング調査で、「そんな時、もうだいたいな、今度あんたじゃわいっちゅうもんで」と述べられているように、全体の雰囲気を決めると言う。

現在、日常的な利用者からは300円/月・人、観光客からは200円/回を利用料として徴収している。また、日常的には利用していない地元の人が20～30人程度、協力金として一口分の利用料を支払っている場合もある。これに関してはヒアリング調査で以下のように述べられており、地区住民の共同温泉に対する思いが伺える。

…風呂にも入りよらん人が、「あーやっぱ俺たちん温泉やけん」ちゅう言うて、その人がやっぱり金出しての…

このように協力金を出している人は温泉を利用することができるが、実際に利用している人はほとんどいない。ただし、孫や親戚等がたまに入浴することは地区内でも認められている。

温泉利用組合ができる以前は、自治委員が温泉の役員

と会計を指名して、その人たちが運営、維持管理を行っていた。手法はほとんど現在と同じで、当時の活動内容を参考に現在の規約がつけられた。

c) 活動とその主体

3箇所共同温泉の毎日の掃除は、掃除人に委託している。現在委託されている掃除人は、岳本地区の住民で日常的に共同温泉を利用している方である。以前は、利用者がグループをつかって当番制で行っていたが、湯の坪地区同様、中にはずるをする人がいたり、掃除の時間帯に個人差があり温泉利用に支障が出る等の問題が発生したため、特定の掃除人を雇用するようになった。また、掃除人の給料をまかなうため、利用料を徴収するようになった。掃除以外の、軽微な修繕や修理は温泉管理理事が担当する。日常的に温泉を利用している人しか対応できない問題もあるため、温泉管理理事には実際に温泉を利用している人が就くことになっている。コンプレッサーの管理は業者に委託しており、交換が必要になった際は皆で相談をする。

日常的な活動の他には、大雨後の掃除や年末の大掃除がある。毎日の掃除は掃除人が行なうが、掃除人だけでは対処ができない状況では、皆で出て掃除を行なう。年末の大掃除は年中行事になっているが、大雨後の掃除や植木の剪定等は必要に応じて呼びかけて活動を行なう。

さらに規模が大きい、屋根の葺き替えや改築のうち、作業主体が明確なものは2000(平成12)年の堂本の湯建て替えと、2009(平成21)年の屋根の葺き替えで、いずれも専門業者が作業を行なっている。屋根の葺き替えでは、役員が地上の片付け作業の手伝いを行なった。地区内に専門業者がいた頃は、専門作業を要する大規模な修繕や修理においても地区内で作業分担が可能だったが、現在は専門業者に委託することがほとんどである。また、その費用負担については、堂本の湯建て替え、屋根葺き替えいずれも積立金の他に、町や県の補助金を利用していることが明らかとなった¹⁰⁾。

(3) 津江共同温泉 (津江地区)

a) 変遷

津江地区では、元々温泉が自噴していなかったため、共同温泉ができる以前は岳本地区、湯の坪地区の共同温泉を利用、管理していた。津江地区に共同温泉が建設されたのは1969(昭和44)年4月である。以前から温泉を掘ろうという声はあったものの、費用がかかるため着手できずにいたところ、配当金が支給されたので共同温泉を建設する運びとなった。これに関してはヒアリング調査で、当時の地区住民のほとんどが共同温泉を必要としていたことが分かった。

建設場所は、地区のみんなが集まりやすい場所という

ことで、地区の中心部である現在の位置に建設された。1969（昭和44）年の完成以降、現在まで、再ボーリングや建て替え等、大規模な手直しは行なわれていない。

b) 利用、運営形態

津江共同温泉の土地と建物は地区の代表者個人が所有している。これはボーリングを行なう際に代表者を決める必要があったからである。この代表者については、ヒアリング調査において、

自治委員とかはないですね。ただ、その土地の世話の好きな人とか長老ですね、皆に慕われてる人、あんたやったらいいだろうって。

と述べられている。また、温泉の所有者は地区の代表者ほか32名となっている。これは、共同温泉建設の際に配当金だけでは資金が足りず、共同温泉を利用する予定の世帯から分担金を徴収したという経緯から、その人たちも含めた名義で登記を行なっているためである。分担金を支払ったのは、当時の地区住民ほぼ全員であった。

一般観光客の入浴はできないので、現在日常的に共同温泉を利用しているのは地区内の10世帯程である。日常的に利用している世帯からは200円／月・人の利用料を徴収している。また、これとは別に権利金として基本料3,600円／年・戸の徴収がある。これは日常的には共同温泉を利用しない人であっても、温泉の権利を維持するために支払う必要がある。温泉の所有者になっている33世帯のうち、現在でも津江地区に住んでいる23世帯程が支払っており、権利がなくなると、自宅風呂が故障した際や緊急時に共同温泉の利用ができない。

利用料や基本料を集金したり、税金を納入したりするための会計役は、利用者が毎年当番制で担当している。共同温泉利用者や権利者のみが集まる総会等はなく、毎年11月の地区総会時に必要があれば議題にあげるという方法をとっている。基本的には、日常的な利用者が少数であるため、必要に応じて隣近所に相談する等して、随時話し合いを行なっている。

c) 活動とその主体

毎日の掃除は日常的な利用者10世帯が当番制で行なっている。ただし、日常的な利用者ではないものの、自宅が共同温泉に近い、たまに利用するという理由から、掃除当番に加わっている方もいる。掃除の時間は決められているわけではないが、午前中のうちに掃除をするのが暗黙のルールとなっている。その他、電球の交換やコンプレッサーの日常的な管理についても、毎日の利用や掃除の中で随時維持管理を行なっている。このように、利用者が当番制で日常的な維持管理を行なう体制は、建設当初から変わらない。

津江共同温泉では、10年に1回程度のコンプレッサーの交換が、ほとんど唯一の大規模な修繕である。基本的には会計役が作業を担当するが、

全然そういうのお分からん人やったら、うち近いから、うちにちょっとどげんしようかって相談に来るから。そしたら何人かに言うて、そりゃはよしやうやっちことで、パッパッパしていかんと。

とヒアリング調査で述べられているように、必要に応じて数名に相談し決定する場合もある。

この他、共同温泉に関わる活動としては、新規利用者の対応がある。これに関しても基本的には会計役が担当する。加入の認可についてはヒアリング調査で以下のような話を聞くことができた。

会計さんに相談行って、皆に言うて、そりゃいいわっちことになれば。

このように、その決定主体や決定プロセスは個別の状況で判断されており、特定のルールはみられない。

(4) 中島共同温泉（中嶋地区）

a) 変遷

中嶋地区も、温泉が自噴していない地区であったため、かつては湯の坪・中島共同温泉を利用していた。中嶋地区に共同温泉ができたのは、1969（昭和44）年3月である。支給された配当金を利用して、温泉を掘削し共同温泉を建設した。土地は地区住民が無償で提供した¹¹⁾。当時、共同温泉建設以外に配当金を利用する話があがらなかったことから、共同温泉建設を地区住民が強く望んでいたことが伺える。1969（昭和44）年の建設から現在までに行なわれた大規模な修繕は、1996（平成8）年の再ボーリングのみである。

b) 利用、運営形態

中島共同温泉は、中嶋部落温泉組合の所有である。現在、地区内で共同温泉を利用しているのは7世帯で、全て地付きの人である。建設当初は地区のほとんどの家庭が共同温泉を利用していたと考えられるので、約50世帯が利用していたことになる。一般観光客等の入浴は禁止されているわけではないが、観光客の入浴は不可との認識が一般的に広がっており入浴客はいない。建設当初は無料で入浴できたが、1971（昭和46）年より維持管理のため1,000円／月・戸を徴収するようになった。会計役が存在するが、津江地区同様、利用者が毎年当番制で担当している。定期的な総会等はなく、緊急の場合のみ利用者が集まって話し合うという方法がとられている。

c) 活動とその主体

毎日の清掃、日常的な維持管理等は、利用者が当番制で行なっている。その他、共同温泉の維持管理に関わる活動としては、1996（平成8）年の再ボーリングがあるが、専門作業を要するため、専門業者が作業を行なったと考えられる。工事費用は地区で集金が行なわれた。

4. 共同温泉の維持管理体制の特性

(1) 共同温泉の関係者

共同温泉の関係者には、①地区住民、②日常的な温泉利用者、③温泉利用の権利者、④温泉所有の権利者が存在し、この中から代表者や役員が選出される。④温泉所有の権利者に関しては、共同温泉の成立経緯や、相続の問題から明確でない場合もある。

①～③の関係性は、どの地区でも概ね表-1に示すような構成となっていることが明らかとなった。しかし、③温泉利用の権利者となる条件や、役員を選出のされ方には地区による違いが存在した。例えば、温泉利用の権利者は、湯の坪・中島共同温泉では「毎月の利用料を支払っている人または寄付を行なった人」、岳本温泉では「毎月利用料または協力を支払っている人」、津江共同温泉では「権利金を支払っている人」となっていた。

また、役員については、湯の坪・中島共同温泉、津江共同温泉、中島共同温泉では②日常的な温泉利用者から選出あるいは当番制で担当するが、岳本温泉ではその範囲にとどまらず選出される。ただし実際には、湯の坪・中島共同温泉、津江共同温泉地区においても、日常的に共同温泉を利用しないにも関わらず役員を務めている場合もあり、状況に応じて融通を利かせることが可能であることが確認できた。

(2) 維持管理の活動と主体

共同温泉に関わる活動の主体には、実際に活動する「活動主体」、活動にかかる費用を負担する「費用負担主体」、活動の実施の有無やその内容に関して意思決定を行なう「意思決定主体」が存在している。

さらにその活動は毎日の掃除や再ボーリング、改築等の「維持管理活動」と、利用料徴収、会計報告、役員選出等の「事務運営活動」に大別され、ほぼ毎日行なう活動から、数ヶ月に1度、年に1度、数年に1度、数十年に1度と、活動の頻度に幅があることが把握できた。

各共同温泉の「維持管理活動」の活動内容と主体の比較を表-2～4に、「事務運営活動」の活動内容とその意思決定主体・プロセスの比較を表-5に示す。日常的な維持管理活動の「活動主体」は日常的な温泉利用者やその代

表-1 共同温泉関係者の構成

	関係者の構成	特徴
湯の坪・中島共同温泉		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の利用料を支払っている人、寄付を行なった人が、温泉利用の権利を持つ。 ・上記が組合員という認識があるが、その範囲は明確ではない。 ・役員は日常的な利用者から選出されるのが基本だが、例外もある。
岳本温泉		<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の利用料を支払っている人、協力を支払っている人が温泉利用の権利を持つ。 ・上記が組合員である。 ・役員は組合員から選出される。
津江共同温泉		<ul style="list-style-type: none"> ・権利金を支払っている人が温泉利用の権利を持つ。 ・組合は存在しない。 ・役員は日常的な利用者が当番制で担当するのが基本だが、例外もある。
中島共同温泉		<ul style="list-style-type: none"> ・温泉利用の権利を持つ範囲は不明。 ・組合は存在するが、その範囲は不明。 ・役員は日常的な利用者が当番制で担当する。

表者が、「費用負担主体」は日常的な温泉利用者や利用権利者が担う傾向がある。非日常的な維持管理活動になるにつれて専門作業が発生し、負担金額も大きくなるため「活動主体」は専門業者が、「費用負担主体」は寄付者や行政が担うようになる。このような傾向は全地区において共通している。

意思決定について見ると、日常的な利用に支障が生じる維持管理活動に関しては、必要に応じて活動が行なわれるため意思決定を必要としないことが多い。ただし協議が必要な場合、その範囲は「役員間」「総会」「みんな」「何人か」等と、協議内容や地区により異なる。また、事務運営活動に関わる意思決定では、関係者が比較的多く、役員会や総会での協議、決定が基本となっている湯の坪地区、岳本地区、利用者が当番制で維持管理、事務運営に関わっているため役員だけでなくみんなでの協議が基本となっている津江地区、中嶋地区の2つのタイプに大別される。このように、地区によって「意思決定主体」や意思決定のプロセスに違いがあることが確認でき、地区特有の合意形成プロセスの存在を把握できた。

表-2 維持管理活動の活動主体

頻度	湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	毎日の掃除 以前はみんなで交代制で 現在は掃除人を雇用	以前はみんなで交代制 現在は掃除人を雇用	利用者で当番制	利用者で当番制
	軽微な修繕 (電球の交換等)	役員(長、会計)	利用者	利用者
	突発的な出来事 (大雨後の掃除等)	(該当活動なし)	みんな	(該当活動なし)
	年中行事	(該当活動なし)	みんな	(該当活動なし)
	コンプレッサー交換	(未調査)	業者	業者 対応は会計役
	大規模な修繕 (再ボーリング、屋根 の葺き替え等)	業者(?)	以前はみんなで交代制 近年は業者 場合によって役員が手伝い	(該当活動なし)
低	建設、改築	以前はみんなで 近年は業者	以前はみんなで 近年は業者	業者

表-3 維持管理活動の費用負担主体

頻度	湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	毎日の掃除	利用者	組合員(利用者+利用権利者)	利用者 権利者
	軽微な修繕 (電球の交換等)	"	"	"
	突発的な出来事 (大雨後の掃除等)	(該当活動なし)	"	(該当活動なし)
	年中行事	(該当活動なし)	"	(該当活動なし)
	コンプレッサー交換	利用者	"	"
	大規模な修繕 (再ボーリング、屋根 の葺き替え等)	利用者 寄付者	組合員 県・町	(該当活動なし)
低	建設、改築	寄付者 国・市	組合員 市	配当金 地区住民

表-4 維持管理活動の意思決定主体とプロセス

頻度	湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	毎日の掃除	掃除人の雇用について:みんな	掃除人の雇用について:みんな	特になし(昔から当番制) ただし、掃除の時間は暗黙のルールで決まっている
	軽微な修繕 (電球の交換等)	必要に応じて活動する 必要な場合は役員間で相談	必要に応じて活動する 役員が行なうことは規約で規定されている	必要に応じて活動する
	突発的な出来事 (大雨後の掃除等)	(該当活動なし)	必要に応じて活動する 場合によって、役員間で相談	(該当活動なし)
	年中行事	(該当活動なし)	特になし (なぜ始まったかは未調査)	(該当活動なし)
	コンプレッサー交換	必要に応じて活動する	必要に応じて活動する 必要の場合はみんなで相談	必要に応じて活動する
	大規模な修繕 (再ボーリング、屋根 の葺き替え等)	必要に応じて活動する	必要に応じて活動する 必要の場合は総会で決定	(該当活動なし)
低	建設、改築	必要に応じて活動する	必要に応じて活動する	元々地区の希望があった

表-5 事務運営活動の意思決定主体とプロセス

頻度	湯の坪・中島共同温泉	岳本温泉	津江共同温泉	中島共同温泉
高	会計報告	年1回の役員会で報告	年1回の総会で報告	(該当活動なし)
	役員・役職の決定	前任者が後任者(役員)を探す 役職は役員間で互選で決定	みんなの雰囲気決定	当番制
	その他話し合い	必要に応じて役員会にて協議、決定	基本的には総会で決定 場合によって、役員会で決定後、総 会で事後報告	必要に応じて相談 みんなの了解で決定
	新規利用者の対応	(未調査)	特になし(役員が対応)	みんなに相談 みんなの了解で決定
	料金設定・値上げ	(未調査)	当初はみんなで決定 値上げ時は総会にて決定	(未調査)
	登記	当時の所有者が天祖神社名義で 登記	天祖神社名義で登記	代表者が代表者名義で登記 代表者はみんなの雰囲気決定
低	規約内容、名称決定	(該当活動なし)	総会で協議、決定	(該当活動なし)

5. 温湯区における合意の仕組みの特性

(1) 曖昧性

4章で整理した、共同温泉の維持管理活動の活動主体や意思決定主体には、「みんな」や「何人か」のようにその範囲が曖昧な表現が見られ、特に意思決定については「みんなで決定」「何人かに相談して」「みんなが了解すれば」というように、その範囲やプロセスが曖昧な場合も少なくない。

しかし、この「曖昧さ」が、どの段階の意思決定で出現するかは地区によって様々である。さらに、同じ地区内であっても明確な主体、プロセスによって行なう意思決定と曖昧な主体またはプロセスで行なう意思決定が共存しており、何を決定するかによって地区で「明確な意

思決定と曖昧な主体またはプロセスで行なう意思決定が共存しており、何を決定するかによって地区で「明確な意

思決定」と「曖昧な意思決定」が使い分けられている。

(2) 必要最低限の対応

地区での活動や合意形成においては、当然「必要最低限のプロセス」しか踏まないと考えられる。温湯区においても、湯の坪地区や岳本地区の掃除人雇用の例や、岳本地区の利用組合設立の例のように、問題が発生すればそれを解決するための対応をとるが、特に問題がなければ現状維持というように、常に「必要最低限の対応」が選択され、活動、合意形成が行なわれてきた。意思決定主体やプロセスに「曖昧性」が存在するのは、明確にしながらもこれまで問題が発生しなかった、あるいは曖昧にしておく方が問題が発生しないためだと考える。

ともに新規利用者が増えている湯の坪地区と岳本地区を比較してみると、新たに組合や規約がつくられ、総会が基本的な意思決定の場となっている岳本地区に対し、湯の坪地区では組合員の名簿もなく、基本的には役員が意思決定を行なっている。このように、どこまでが「必要最低限」と捉えられるかは地区によって異なる。このような認識の違いは、地区の成立過程や風土、地区住民の気質によるものと推測できる。このような認識の違いにより、結果として表れる活動の主体やプロセスも地区によって異なると考える。

(3) 平等性と公平性

地区で、対応が「必要最低限」であるということは、その決定において「誰も文句を言わない」「みんなが納得する」ということである。この点について、ヒアリング調査では、岳本温泉の大雨後の大掃除について、「おばちゃん一人じゃどうしようもならんけん。皆で行って掃除する」と話されていることや、改修等が寄付でまかなわれていること、利用していなくても協力金や権利金を支払っている人がいること等から分かるように、「利益を受けている人が負担する」、それだけで不十分な場合は、地区の関係者で応分の負担をするという暗黙のルールが存在している。これは地区における「平等性・公平性」に考慮した結果であり、これにより「みんなが納得する」ことになる。

なお、ここでの「平等性・公平性」は、あくまでも地区内で諒解される「平等性・公平性」であると考え。その結果、必ずしも「全員一律」ではなく「できる人ができる範囲で」という認識が存在している。地区でともに生きるために必要とされる「お互いの協力」とそれに対する考えは、それぞれの地区の環境や経緯に対応して段階的に形成されるものであり、その結果として地区ごとの違いが生じているのだと考える。

6. おわりに

本研究では、湯布院町温湯地区の共同温泉の維持管理体制を調査・分析することで、その意志決定が、地区で諒解される「平等性・公平性」に従って「必要最低限の対応」により進められ、その結果「曖昧なまま」にされている部分があることを把握した。

意志決定における「平等性・公平性」は、各地区内で諒解されるものであり、地区による相違がうまれた要因については各地区の環境や経緯等の背景が考えられる。今後もこの点について調査を継続し、本研究の成果を検証していきたいと考えている。

謝辞：本研究の資料収集、調査においては温湯区の皆さんに多大なご協力を頂いた。厚く謝意を表す。

注1) 「中島地区」の表記も見られるが、本研究では「中嶋地区」で統一する。

注2) 「ゆのつぼ温泉」「湯ノ坪共同温泉」等の表記も見られるが、本研究では「湯の坪・中島共同温泉」で統一する。

注3) 本研究では、岳本地区に立地する3箇所の共同温泉を総称して「岳本温泉」と呼ぶ。

注4) 「堂本温泉」「上の湯」等の表記も見られるが、本研究では「堂本の湯」で統一する。

参考文献

- 1) 宮本常一：忘れられた日本人，pp. 11-21，岩波書店，1995
- 2) 桑子敏雄：風景のなかの環境哲学，pp. 5-15，東京大学出版会，2005
- 3) 岡田岳人，岡崎篤行：伝統的建造物群保存地区指定の最終段階における合意形成過程の事例研究—川越市川越を対象として—，日本建築学会技術報告集，第17号，pp. 455-458，2003 他
- 4) 木方十根，福島綾子，高尾忠志，柴田久：九州離島キリスト教系集落の維持管理活動に関する研究—過疎集落における文化的景観の継承手法の確立に向けて—，住宅総合研究財団研究論文集，第36号，pp. 71-82，2009 他
- 5) 大分県湯布院町役場広報公聴係：広報ゆふいん縮刷版湯布院町40周年記念誌（第2巻），p. 557，湯布院町，1995
- 6) 総務課広報公聴係：My Town湯布院vol. 3, p. 5，湯布院町，1995
- 7) 総務課広報公聴係：My Town湯布院vol. 3, p. 5，湯布院町，1995
- 8) 総務課広報公聴係：My Town湯布院vol. 3, p. 3，湯布院町，1995
- 9) 総務課広報公聴係：My Town湯布院vol. 3, p. 3，湯布院町，1995
- 10) 湯布院町総合政策局広報公聴係：広報ゆふいん縮刷版湯布院町50周年記念誌，p. 278，大分県湯布院町，2005
- 11) 総務課広報公聴係：My Town 湯布院vol. 3, p. 5，湯布院町，1995